住所　愛知県豊田市手呂町廻田138番地1
厳幸代　昭和32年9月6日生
金悠佳　昭和60年7月15日生
住所　愛知県蒲郡市鹿島町東山1番地1
オズワルド・ヒロアキ・トヨシマ　平成2年9月19日生
住所　名古屋市中区正木3丁目2番84号
朱婉慧　昭和55年5月20日生
住所　愛知県刈谷市一ツ木町1丁目11番地11
姜南玲　昭和63年12月11日生
住所　京都市西京区牛ケ瀬堂田町81番地
魏浩二　昭和35年10月12日生
池優子　昭和36年10月13日生
魏暁嗣　昭和61年7月19日生
魏裕貴　昭和63年5月29日生
住所　京都市下京区朱雀正会町35番地
崔淑美　昭和49年7月19日生
住所　京都府亀岡市東本梅町大内大坪101番地9
金玉子　昭和28年12月16日生
住所　京都府舞鶴市字森1004番地2
高壽徳　昭和35年8月2日生
住所　大阪府摂津市桜町一丁目14番34号
李心　昭和49年9月5日生

○国税庁告示第二号

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）附則第四条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月二十五日

国税庁長官　古谷　一之

別表特定非営利活動法人アレルギー支援ネットワークの項中「愛知県名古屋市中村区松原町一丁目二四番地ＣＯＭＢｉ本陣Ｓ一〇三」を「愛知県名古屋市中村区大秋町二丁目四五番地六」に改め、同表特定非営利活動法人健康医療評価研究機構の項中「大沼　淳」を「大木孝太郎」に改める。

○農林水産省・経済産業省告示第一号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百五十六条第一項の規定に基づき、上場商品の範囲の変更に係る業務規程の変更の認可を行ったので、同法第二百五十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年一月二十五日

農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

一　商品市場を開設する者
株式会社東京商品取引所（旧名称　株式会社東京工業品取引所）
二　上場商品
農産物・砂糖（一般大豆、小豆、とうもろこし及び粗糖をいう。）
三　公示することとなった事由
商品先物取引法第百五十六条第一項の規定に基づき、農産物・砂糖を上場商品として上場する旨の業務規程の変更の認可を行ったため。

○経済産業省告示第四号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年一月四日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年一月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
410686	河野　陽介
410688	石井　瑠美
410690	三好　昌之
410692	紺　克次
410694	中村　滋
410696	小池　博幸
410698	中村　裕生
410700	明光　千秋

○経済産業省告示第五号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十五年一月四日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年一月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名	登録番号	氏名
410687	荒牧　瑞枝	410689	澤田　宜宏
410691	飴山圭太郎	410693	豊田　三夫
410695	中田　勝己	410697	石田　竜佑
410699	野口　仁		

○経済産業省告示第六号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十五年一月四日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年一月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名	登録番号	氏名
400817	関根　友紀	404943	廣瀬　智之
404950	清水　修	404954	咲本　裕介
404957	土屋　貴之	404961	前野　義晴
404982	島田　裕也	404984	樋川　知之
405013	笠間　琢正	405041	竹下　貊子
405042	鈴木　久雄	405044	西川　高史
405091	小暮　俊吾	405095	渡邊　聖二
405107	霜田　直人	405113	萩原　武嗣
405115	島田　基宏	405143	平野　康英
405198	橋本　仁		

○国土交通省告示第六十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年一月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所
ビューローベリタスジャパン株式会社　神奈川県横浜市中区山下町一番地シルクビル
二　変更する年月日
平成二十五年一月十六日
三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地
神谷町事務所　東京都港区麻布台一丁目七番二号

○海上保安庁告示第十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年一月二十五日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称	陸中真崎灯台
位置	
所在地	岩手県宮古市（真崎）
北緯	三九―四五―〇三
東経	一四一―五九―五八
変更した事項	
光度	実効光度三九〇カンデラ
光達距離	七・五海里
名称	二鬼城埼灯台
位置	
所在地	宮城県石巻市（田代島二鬼城埼）
北緯	三八―一八―四〇
東経	一四一―二五―〇五
変更した事項	
光度	実効光度三九〇カンデラ
光達距離	地上から構造物の頂部まで九・一メートル　平均水面上から灯火まで七九メートル
変更年月日	平成二十四年十二月七日
名称	羽根埼灯台
位置	
所在地	高知県室戸市（羽根埼）
北緯	三三―二二―二一
東経	一三四―〇二―二〇
変更した事項	
光度	実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離	一二・〇海里
変更年月日	平成二十四年十二月七日
名称	宿港東防波堤灯台
位置	
所在地	岩手県宮古市（宿港東防波堤外端）
北緯	三九―四一―二二
東経	一四一―五八―二二